

環境産業第 1310258 号
平成 25 年 10 月 25 日

室蘭市長 殿

環境大臣

ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画の変更について

ポリ塩化ビフェニル（以下「P C B」という。）廃棄物処理については、日本環境安全事業株式会社（以下「J E S C O」という。）の P C B 廃棄物処理事業に関する環境モニタリングや、P C B 廃棄物処理事業監視円卓会議等を通じた安全確保等に御尽力いただき、心より感謝申し上げます。

J E S C O による P C B 廃棄物処理は、平成 16 年に始まりましたが、全国 5 事業所で発生した追加的な作業員の安全対策や処理工程における技術的な改善対策等、処理開始後に明らかとなった課題に対応した結果、処理の進捗に遅れが生じており、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」（以下「基本計画」という。）に定める事業の完了の予定期間までの処理が困難となっています。このために各方面の方々に御心配をおかけしていることを国としても重大なことと受け止めております。こうした事態に至ったことは、全国的な処理体制の確保を統括する立場にある国として誠に遺憾であります。

環境省では「今後の P C B 廃棄物の適正処理推進について」（平成 24 年 8 月。P C B 廃棄物適正処理推進に関する検討委員会）に基づき、今後の処理体制等について検討してきました。その結果、「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」で定める処理期限を守り、一日も早く日本全体の P C B 廃棄物を処理するためには、J E S C O 各事業所の能力を最大限活用する処理体制の構築が不可欠との結論に至り、これを実現できるように、下記に示す事項について基本計画等を変更したいと考えています。

環境省としては、今後、J E S C O における処理について一層の安全確保に努めるとともに、下記期限内に確実に処理が終わるよう関係機関とも連携し、計画的かつ早期に処理が行われるよう取組を強化してまいります。また、国として、処理施設の安全かつ確実な操業について地元地域の重要な貢献を十分認識しており、事業対象地域の自治体と連携し、貴市に対して必要な措置を講じ、引き続き、安全かつ確実な処理が確保されるよう取り組んで行きたいと考えています。また、貴市をはじめとする地元関係者の理解が不可欠であると考えており、十分な説明を行っていきます。

つきましては、P C B 廃棄物の処理が地球環境の保全及びわが国の環境の保全を図る上で極めて重要であることを御理解いただき、下記事項について御検討いただきますようお

願いいたします。

記

1. J E S C O 北海道事業の処理対象物について

これまで高濃度 P C B 廃棄物の処理については、J E S C O 5 事業所において、それぞれ事業対象地域を定めて処理を行うこととしているが、各事業所において円滑に処理を行うことが困難な処理対象物については、他の事業所の処理能力を活用することで一日も早い円滑な処理が可能となる。今後は、当該処理対象物に限り、従来の事業対象地域を越えて各事業所の能力を相互に活用して処理を行い、処理の促進を図ることとしたい。

また、安定器等・汚染物については、大阪・豊田・東京事業エリアにおける処理体制の確保に取り組んできたが、体制確保の見込みは全くなく、早期に処理体制を確保するため既存の J E S C O 処理施設の活用を図ることとしたい。

このため、今回変更する基本計画において、J E S C O 北海道事業の処理対象物として以下の（1）及び（2）の廃棄物を追加することとしたい。一方、（3）については大阪事業、（4）については東京事業において処理を行うこととしたい。

- （1）東京事業所から発生する二次廃棄物の一部
- （2）東京事業の事業対象地域に保管されている安定器等・汚染物（一部の小型電気機器を除く）
- （3）北海道事業の事業対象地域に保管されている特殊コンデンサの一部
- （4）北海道事業の事業対象地域に保管されている大型トランスの一部

2. J E S C O 北海道事業の処理完了の予定時期について

平成 37 年度末